

白井市工業団地協議会補助金交付要綱

所管課

産業振興課

1 補助金の名称

白井工業団地協議会補助金

2 補助金交付の目的

白井工業団地の発展を図るため。

3 用語の定義

「白井工業団地協議会」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設置された「一般社団法人白井工業団地協議会」をいう。

4 補助対象

一般社団法人白井工業団地協議会

5 補助対象経費

●次に掲げる事業に要する経費

- ①研修事業
- ②講習会開催事業
- ③環境整備事業
- ④事務費
- ⑤その他白井工業団地の振興に要する経費

〔補助対象外経費〕

- ①定期総会費等
- ②会食並びに市基準単価を超える茶菓子及び昼食代
- ③懇親会費
- ④市基準単価を超える現地活動費等の諸経費
- ⑤人件費、公債費、慶弔費及び宿泊費
- ⑥構成員に対する謝礼品、謝礼金及び記念品等
- ⑦その他自己資金で賄うことが適当と認められるもの

6 補助額（率）

補助対象経費の3分の1以内（180万円を上限）

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

昭和53年度

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴